

## 選定審査方法について

### 1 選定審査方法

- (1) 条例に定める指定の要件を基本として、「(別紙3) 選定基準」に基づき、応募書類の審査及び面接審査により選定する。
- (2) 全ての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接審査の内容について総合的に採点評価を行い、得点の最上位の者を候補者として選定する。
- (3) 点数は100点満点とし、それぞれ『100点満点/1名×委員長を除く出席委員数＝満点』(例 出席委員4名の場合は400点満点)とする。
- (4) 書類審査で欠席委員がいた場合は、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能。面接審査で欠席委員がいた場合は、当該欠席委員は採点できない。
- (5) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において順位点により、最上位の者を2点、次点の者を1点、その他の者を0点として、その合計点が最上位の者を候補者として選定する。  
それでもなお、最上位の順位点の合計点が複数ある場合は、「(別紙3) 選定基準」中の指定の要件「(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。」の各委員の採点の点数を合計し、最上位の者を候補者として選定する。それでもなお、同点の場合は、指定の要件「(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。」、指定の要件「(5) 市営住宅等の効用を最大限発揮させることができること。」の順に同様の方法で選定する。

### 2 面接審査

#### (1) 面接審査の手順

- ① プレゼンテーション (15分)  
特にアピールしたいポイントを中心にプレゼンテーションを行う。  
↓
- ② 質疑応答 (15分程度)  
応募書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、質問する。  
↓
- ③ 意見交換等 (5分程度)  
団体退室後、当該団体についての意見交換、評価できる点の記録等を行う。

- (注)・プレゼンテーションについては時間厳守とし、15分が経過すれば、途中であっても終了するものとする。なお、説明に当たっては、追加資料や機材などの持ち込みは禁止。
- ・質疑応答については、15分経過時点で委員長が状況に応じて進行するものとする。
  - ・全ての団体終了後、全ての団体の応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、比較検討のための意見交換等(20分程度)を行う。

#### (2) 面接審査の団体の出席者について

- ・各団体の面接の出席者は5名以内とする。
- ・各団体の代表者又は責任ある役職にある者に出席を依頼する。
- ・各団体の面接の出席者については、必要な事項を事前に届け出させるものとする。  
(届出事項：団体名・出席者氏名・役職・連絡先等)

### 3 採点の基準

(1)採点は、次の表を基本として行うものとする。

配点基準	配点5点	配点10点	配点15点	配点25点
特に優れている (高度な能力を有している)	5点	10点	15点	25点
優れている (優れた能力を有している)	4点	8点	12点	20点
普通 (一応の能力を有している)	3点	6点	9点	15点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2点	4点	6点	10点
不十分 (能力が乏しい)	1点	2点	3点	5点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点

(2)応募団体が次に該当する場合は、審査において点数を付与する。

該当要件	点数	
市の指定管理料の積算額（保守点検管理及び修繕に関する業務に係る概算額を除く。）と指定期間における指定管理料の提案額（保守点検管理及び修繕に関する業務に係る概算額を除く。平均・小数第1位四捨五入。）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点
次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに2点ずつ付与（グループ応募の場合は、4の項目を除き、すべての者が満たしていること。） 1 障害者の雇用状況報告義務があり平成26年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者(*)を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づき認定を受けている場合 3 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 4 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。） 5 ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	6点(項目ごとに2点)	